

# 新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルスへの感染やそのおそれを理由に、運転免許証の通常の更新手続きを受けることができない・できなかった方については、以下のとおり対応することができます。

## 免許証の更新期限が過ぎてしまいそうな方

有効期限の当日までに、運転免許センターや警察署の窓口に来庁して、**申請書を提出していただくことにより**、更新期限後であっても3か月間は運転が可能になります（※）。

### 【対象者】

免許証の更新期限が**令和2年3月13日～4月30日**までの間である方

※ この期間の間に、講習の受講や適性検査の受検を含む、**通常の更新手続きを改めて受けていただく必要**があります。

## 免許証の更新期限が過ぎてしまった方

運転免許証を更新できず、免許を失効させてしまった場合には、学科・技能試験を受けることなく免許の再取得が可能です。

詳しくは、**運転免許センターまでお問い合わせください。**

問合せ先：栃木県警察運転免許センター 0289-76-0110